国立研究開発法人国立環境研究所任期付職員就業規則

平成 18 年 4 月 1 日平 18 規程第 3 号 平成 20 年 11 月 12 日 一部改正 平成 21 年 3 月 11 日 一部改正 平成 22 年 3 月 9 日 一部改正 平成 23 年 3 月 31 日 一部改正 平成 26 年 3 月 14 日 一部改正 平成 26 年 10 月 27 日 一部改正 平成 27 年 3 月 13 日 一部改正 平成 28 年 3 月 31 日 一部改正 平成 29 年 1 月 31 日 一部改正 平成 31 年 3 月 26 日 一部改正 令和 元年 6 月 25 日 一部改正 令和 元年 12 月 12 日 一部改正 令和 3 年 3 月 24 日 一部改正 令和 3 年 6 月 17 日 一部改正 令和 4 年 9 月 30 日 一部改正 令和 5 年 3 月 30 日 一部改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この就業規則は、労働基準法(昭和22年法律第49号)第89条の規定により、国立研究開発法人国立環境研究所(以下「研究所」という。)に勤務する期間の定めのある職員のうち、第4条に掲げる者(以下「任期付職員」という。)の就業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(法令関係)

第2条 任期付職員の就業に関し、この規則に定めのない事項は、労働基準法その他の関係法令の定めるところによる。

(遵守遂行)

第3条 研究所及び任期付職員は、この規則を遵守し、相互に協力してその職務の遂行に 努めなければならない。

(適用範囲)

- 第4条 この規則は、国立研究開発法人国立環境研究所法(平成11年法律第216号)第 11条の業務に従事する者のうち、次の各号に掲げる任期付職員に適用する。
 - 一 招へい型任期付研究員 研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者 と認められている者であって、当該研究分野に係る高度の専門的な知識経験及び研究 マネージメント能力を一定期間活用して遂行することが必要とされる研究業務に従事 するため招へいする者
 - 二 テニュアトラック型任期付研究員 独立して研究する能力及び研究者として高い資

質を有すると認められる者であって、当該研究能力を一定期間活用して遂行すること が必要とされる研究業務に従事する者

三 特定業務任期付職員 高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者であって、 その者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定期間活用して遂行 することが特に必要とされる業務に従事する者

第2章 人事

第1節 採用等

(採用等)

- 第5条 理事長は、国立研究開発法人国立環境研究所職員人事規程(平18規程第5号。以下「人事規程」という。)で定めるところにより任期付職員を採用する。
- **2** 任期付職員の試用期間は、研究所に初めて雇い入れた日から起算して 6 箇月間とする。 ただし、理事長は、必要と認めた場合は、試用期間を設けないことができる。
- **3** 理事長は、試用期間中において任期付職員として不適当な事由があった場合には、任期 付職員を解雇することができる。
- 4 試用期間は、研究所の在職期間に通算する。

(赴任)

- **第6条** 任期付職員が採用又は就業場所を異にする人事異動の命令を受けた場合は、ただちに赴任しなければならない。ただし、住居の移転を伴うなどのやむを得ない事由があるときは、発令の日の翌日から起算して7日以内に新就業場所に赴任するものとする。
- **2** 理事長は前項の場合において特に必要があると認めるときは、前項に規定する期間を延 長することができる。

(労働条件の明示)

- 第7条 理事長は、新たに任期付職員として採用する者に対して、次に掲げる事項を労働 条件通知書により明示する。
 - 一 労働契約の期間に関すること。
 - 二 就業の場所及び従事する業務に関すること。
 - 三 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日並びに休暇 に関すること。
 - 四 給与(賞与を含む。)に関すること。
 - 五 退職(解雇を含む。)に関すること。
 - 六 退職手当に関すること。

- 七 安全及び衛生に関すること。
- 八研修に関すること。
- 九 災害補償に関すること。
- 十 表彰及び制裁に関すること。
- 十一 休職に関すること。

(雇用期間等)

- 第8条 任期付職員の雇用期間に関する事項は、人事規程で定める。
- **2** 理事長は、雇用契約を更新せず、雇止めを行う場合には、雇用契約期間が満了する日の 30 日前までに本人にその予告を行うものとする。

(無期労働契約への転換)

- 第8条の2 任期付職員のうち、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第15条の2の規定による労働契約法(平成19年法律第128号)第18条第1項の通算契約期間が10年を超える任期付職員は、理事長が別に定める方法により申し込むことにより、雇用期間満了の翌日から、期間の定めのない職員又は期間の定めのない契約職員(契約職員就業規則第4条第1項第6号又は第7号の契約職員に限る。)としての労働契約(以下、「無期労働契約」という。)に転換することができる。
- 2 前項の規定により無期労働契約に転換した後の労働条件は、無期労働契約転換前の労働 条件にかかわらず、無期労働契約転換後に適用される就業規則によるものとし、適用され る就業規則は、理事長が別に定める方法により決定する。
- **3** 前各項に定めるもののほか、無期労働契約への転換に関する事項は、理事長が別に定める。

(提出書類)

- **第9条** 新たに任期付職員として採用された者は、次に掲げる書類を、理事長に速やかに 提出しなければならない。
 - 一 誓約書
 - 二 その他理事長が指定するもの。

第2節 人事異動

(人事異動)

第10条 理事長は、業務上の都合により、兼務、配置換、昇任、降任、出向又はクロス・アポイントメント(以下この条において「人事異動」という。)を任期付職員に対して命ずることがある。

2 前項の人事異動に関する事項は、人事規程又は国立研究開発法人国立環境研究所クロス・アポイントメント制度に関する規程(平 27 規程第 7 号)で定める。

第3節 休職等

(休職等)

- **第11条** 理事長は、人事規程で定めるところにより、任期付職員(試用期間中の任期付職員を除く。以下この条において同じ。)を休職させることができる。
- 2 前項の規定により休職となった任期付職員の復職に関する事項は、人事規程で定める。

第4節 退職等

(退職)

- **第12条** 任期付職員は、次の各号のいずれかに該当した場合は、退職とし、任期付職員としての身分を失う。
 - 一 雇用契約期間が満了した場合
 - 二 死亡した場合
 - 三 辞職した場合
 - 四 解雇された場合

(辞職)

- **第13条** 任期付職員は辞職しようとするときは、書面をもって理事長に申し出なければならない。
- 2 任期付職員は、辞職を申し出た後においても、辞職しようとする日が当該申出の日の翌日から起算して2週間を経過する日(以下この項において「2週間経過日」という。)の前日までの日である場合は、当該2週間経過日までは引き続き勤務しなければならない。ただし、理事長が当該申出を承諾した場合はこの限りでない。

(解雇)

- **第14条** 理事長は、任期付職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、任期付職員を解雇することができる。
 - 一 勤務実績が著しく不良で、かつ、改善の見込みがない場合
 - 二 心身の故障のため職務の遂行に著しい支障があり、又はこれに堪えない場合
 - 三 任期付職員として必要な適格性を欠く場合
 - 四 組織の改廃又は業務の縮小その他やむを得ない業務上の都合による場合
 - 五 その他前各号に準ずる事由がある場合

(解雇制限)

- 第15条 前条の規定にかかわらず、理事長は、次の各号のいずれかに該当する期間は、解雇 (第55条に定める懲戒解雇を含む。以下この節において同じ。)しない。ただし、労働 基準法第81条の規定による打切補償を行う場合(第2号に該当する場合を除く。)、又は 天災事変その他やむを得ない事由(労働基準監督署長の認定を受けたものに限る。)のために事業の継続が不可能となった場合は、この限りでない。
 - 一 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間
 - 二 産前産後の女性任期付職員が労働基準法第65条の規定により休業する期間及びその 後30日間

(解雇予告)

- 第16条 理事長は、任期付職員を解雇しようとする場合は、次に掲げる場合を除き、少なくとも30日前に本人にその予告(以下「解雇予告」という。)をし、又は30日分以上の平均賃金(労働基準法第12条に規定する平均賃金をいう。以下同じ。)を支払うものとする。
 - 一 天災事変その他やむを得ない事由 (労働基準監督署長の認定を受けたものに限る。) のために事業の継続が不可能となった場合
 - 二 任期付職員の責めに帰すべき事由 (労働基準監督署長の認定を受けたものに限る。) に基づいて解雇する場合
 - 三 試用期間中の任期付職員(14日を超えて引き続き雇用された者を除く。)を解雇する 場合
- 2 前項の解雇予告の日数は、平均賃金を支払った日数について短縮することができる。

(退職証明書)

- **第17条** 理事長は、任期付職員が退職の場合において、次に掲げる事項について証明書を 請求したときは、遅滞なくこれを交付するものとする。
 - 一 使用期間
 - 二 業務の種類
 - 三 その事業における地位
 - 四 給与
 - 五 退職の事由(退職の事由が解雇の場合は、その理由を含む。)
- 2 理事長は、任期付職員が、第8条第2項の雇止めの予告又は前条の解雇予告がされた日から退職の日までの間において、当該雇止め等の理由について証明書を請求した場合は、遅滞なくこれを交付するものとする。ただし、雇止め等が予告された日以後に任期付職員が当該雇止め等以外の事由により退職した場合は、理事長は、当該退職の日以後、これを交付することを要しない。

3 前2項の証明書には、任期付職員が請求した事項のみを記入するものとする。

第3章 勤務

第1節 勤務時間

(所定労働時間)

- 第18条 任期付職員の所定労働時間は、休憩時間を除き、1日について7時間45分とし、 1週間(土曜日から金曜日をいう。以下同じ。)について38時間45分とする。
- **2** 任期付職員が、旅行その他研究所外で勤務する場合において、労働時間を算定すること が困難であるときは、前項に定める所定労働時間を勤務したものとみなす。

(始業及び終業の時刻)

第19条 任期付職員の勤務の始業及び終業の時刻は、次の各号に掲げる中から任期付職員 が選択し、理事長に登録するものとする。

_	始業	午前7時30分	終業	午後 4 時 15 分
\equiv	始業	午前7時45分	終業	午後 4 時 30 分
三	始業	午前8時	終業	午後 4 時 45 分
兀	始業	午前8時15分	終業	午後5時
五.	始業	午前8時30分	終業	午後 5 時 15 分
六	始業	午前 8 時 45 分	終業	午後 5 時 30 分
七	始業	午前9時	終業	午後 5 時 45 分
八	始業	午前9時15分	終業	午後6時
ار	始業	午前 9 時 30 分	終業	午後6時15分

2 理事長は、業務上必要があるときは、前項の規定に基づき任期付職員より登録された始業及び終業の時刻を変更することができる。

(休憩時間)

- 第20条 任期付職員の休憩時間は、午後0時から午後1時までとする。
- **2** 前項の休憩時間は、一斉に付与する。ただし、理事長は、業務上必要があるときは、休憩時間の開始時刻を変更することができる。

(フレックスタイム制)

- **第21条** 第19条の規定にかかわらず、フレックスタイム制に関する労使協定を締結したときは、その対象者については、フレックスタイム制によることができるものとする。
- 2 フレックスタイム制を適用する任期付職員は、自らの労働時間について、前項の協定に

定める範囲内で、始業及び終業の時刻を決定できるものとする。

3 休憩時間は、原則として、前条第1項に準ずるものとする。

(専門業務型裁量労働制)

- 第21条の2 第19条の規定にかかわらず、専門業務型裁量労働制に関する労使協定を締結したときは、その対象となる任期付職員については、専門業務型裁量労働制によることができるものとし、専門業務型裁量労働制の適用任期付職員(以下、本条で「適用任期付職員」という。)が勤務日に業務に従事した場合には、労使協定で定める時間勤務したものとみなす。
- 2 休憩時間は、原則として、第 20 条第 1 項に準ずるものとする。ただし、業務遂行上必要である場合は、適用任期付職員の裁量により休憩時間の時間帯を設定することができることとする。その場合も、勤務時間が概ね 6 時間を超える場合には 45 分、概ね 8 時間を超える場合には 1 時間を目安として休憩時間を設定するものとする。
- 3 適用任期付職員が休日又は午後 10 時から翌日午前 5 時までの間勤務する場合については、あらかじめ理事長の許可を受けなければならない。また、この理事長の許可を受けて休日又は午後 10 時から翌日午前 5 時の間勤務した場合には、国立研究開発法人国立環境研究所職員給与規程(平 18 規程第 10 号。以下「職員給与規程」という。)第 51 条の定めるところにより超過勤務手当を支給する。

第2節 休日等

(所定休日)

- 第22条 研究所の所定休日は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 日曜日及び土曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - 三 12月29日から翌年の1月3日までの日(前2号に掲げる日を除く。)
 - 四 その他理事長が別に定める日

(時間外勤務及び休日勤務)

- **第23条** 理事長は、業務上必要があるときは、次の各号に掲げるところにより、任期付職員に第18条の所定労働時間を超え、又は前条の所定休日に勤務を命ずることができる。
 - 一 労働基準法第 36 条第 1 項に基づく労使協定を締結したときは、その労使協定の定め。
 - 二 労働基準法第33条第1項の規定に該当する場合において、労働基準監督署長に対して所定の手続をしたときは、その定め。
- 2 前項により理事長が勤務を命ずるにあたっては、第 18 条による所定労働時間を超える

勤務、第 22 条による所定休日における勤務又は午後 10 時から翌日午前 5 時までの間の 勤務の区分ごとに行うものとする。

3 前項は、任期付職員が時間外勤務又は休日勤務をあらかじめ申し出る場合に準用する。

(休日の振替)

- **第24条** 理事長は、業務上必要があるときは、第22条に定める所定休日(以下この条において「振り替える日」という。)と所定休日以外の日(以下この条において「振り替えられる日」という。)とを事前に振り替えることができる。
- 2 前項の規定による振替は、振り替えられる日が振り替える日の属する月の初日から月の末日の範囲内で、かつ、振り替える日と同一週でなければならない。ただし、第21条に定めるフレックスタイム制により勤務する任期付職員については、振り替えられる日が振り替える日の属する月の初日から月の末日までの期間内でなければならない。

(代休)

第24条の2 理事長は、前条の休日の振替が困難であり、任期付職員に第23条の規定に 基づき休日に勤務を命じた場合で、かつ当該任期付職員が申し出た場合は、当該休日勤務 の日から8週間以内の勤務日に代休を与えなくてはならない。

第3節 休暇等

(休暇の種類)

- 第25条 任期付職員の休暇の種類は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 年次有給休暇
 - 二 特別休暇
 - 三 病気休暇

(年次有給休暇)

- 第26条 年次有給休暇は、一の年(1月1日から12月31日までの一暦年)ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる任期付職員の区分に応じ、それぞれ各号に掲げる日数とする。
 - 一 次号から第6号までに掲げる任期付職員以外の任期付職員 20日(国立研究開 発 法人国立環境研究所育児休業、介護休業等に関する規程(平18規程第8号。以下「育 児休業、介護休業等に関する規程」という。)第11条の2の規定により育児短時間勤 務をしている任期付職員にあっては10日)
 - 二 次号から第 6 号までに掲げる任期付職員以外の任期付職員であって、一の年の中途 において新たに任期付職員となった者 次の表の勤務期間欄に掲げる当該一の年にお

ける勤務期間に応じ、それぞれ日数欄に掲げる日数

勤務期間	日 数
1箇月に達するまでの期間	2日
1箇月を超え2箇月に達するまでの期間	3日
2箇月を超え3箇月に達するまでの期間	5日
3箇月を超え4箇月に達するまでの期間	7日
4箇月を超え5箇月に達するまでの期間	8日
5箇月を超え6箇月に達するまでの期間	10日
6箇月を超え7箇月に達するまでの期間	12日
7箇月を超え8箇月に達するまでの期間	13日
8箇月を超え9箇月に達するまでの期間	15日
9箇月を超え10箇月に達するまでの期間	17日
10箇月を超え11箇月に達するまでの期間	18日
11箇月を超え12箇月に達するまでの期間	20日

- 三 国、地方公共団体、国立大学法人、研究所以外の独立行政法人等の職員(以下この条において「国等の職員」という。)であった者で、一の年のはじめの日において引き続き新たに任期付職員となった者 国等の職員が、引き続き国等の職員として在職したとみなした場合に繰り越すことが可能な日数に、20日を加算した日数
- 四 国等の職員であった者で、一の年の中途において引き続き新たに任期付職員となった者任期付職員となった日の前日における当該職員の年次有給休暇の残日数
- 五 国立研究開発法人国立環境研究所職員就業規則(平18規程第2号。以下「職員就業規則」という。)の適用を受ける者(以下「職員」という。)であった者で、引き続き新たに任期付職員となった者 職員としての在職期間中に付与された年次有給休暇の残日数
- 六 国立研究開発法人国立環境研究所契約職員就業規則(平18規程第4号。以下「契約職員就業規則」という。)の適用を受ける者(以下「契約職員」という。)であった者で、引き続き新たに任期付職員となった者 契約職員としての在職期間中に付与された年次有給休暇の残日数に、新たに任期付職員となった場合に付与される日数を加算した日数。ただし、40日を超える場合は40日
- 2 年次有給休暇(この項又は次の各号に掲げる規定により繰り越されたものを除く。)は、 20日(育児休業、介護休業等に関する規程第11条の2の規定により育児短時間勤務を している任期付職員にあっては10日)を超えない範囲内を限度として、当該年の翌年に 繰り越すことができる。
 - 一 職員就業規則第26条第2項の規定
- 3 前項の規定により繰り越された年次有給休暇がある任期付職員から年次有給休暇の届 出があった場合は、繰り越された年次有給休暇から先に届出がされたものとして取り扱

うものとする。

- 4 育児休業、介護休業等に関する規程第 11 条の 2 の規定により育児短時間勤務をしている任期付職員にあっては、育児短時間勤務開始時点における年次有給休暇の残日数を 2 分の 1 除算した日数をその期間中の残日数とする。
- 5 第1項の年次有給休暇が10日以上与えられた任期付職員に対しては、次条の規定にかかわらず、付与日から1年以内に、当該職員の有する年次有給休暇日数のうち5日について、理事長が任期付職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、予め時季を指定して取得させる。ただし、任期付職員が次条の規定による年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。
- 6 任期付職員となった最初の一の年においては、前項の規定を次の各号のとおりとする。
 - 一 付与日が月初の日でない場合は、「付与日」を「付与日と同月の月初の日」と読み替 える。
 - 二 「1年以内」を「翌年の12月31日まで」とし、「5日」を「付与日と同月の月初の日から翌年の12月31日までの月数を12で除して5を乗じた日数(ただし、1日未満の端数を生じたときはこれを切り上げるものとする。)」と読み替える。

(年次有給休暇の届出)

- **第27条** 任期付職員は、年次有給休暇を取得しようとするときは、あらかじめ理事長に申し出なければならない。この場合において、理事長は、業務の正常な運営に支障がある場合は、その時季を変更することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、労働者代表との書面による協定により、各任期付職員の有する年次有給休暇のうち5日を超える部分について、あらかじめ時季を指定して取得させることがある。

(年次有給休暇の単位)

- 第28条 年次有給休暇の単位は、1日又は半日とする。ただし、労働基準法第39条第4項 に基づく労使協定を締結したときは、その労使協定の定める範囲内において時間を単位 とすることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、第 21 条の 2 の規定に基づいて専門業務型裁量労働制の適用 を受けることとなる任期付職員にかかる年次有給休暇の単位は 1 日とする。

(特別休暇)

第29条 特別休暇は、任期付職員が勤務しないことが相当である場合として次の表の事由 欄に掲げる事由により定める場合における休暇とする。この場合において、その日数は、 当該事由に応じ、それぞれ日数欄に掲げる期間とする。

事 由	日 数
一 任期付職員が選挙権その他公民としての権利を	必要と認められる期間
行使する場合で、その勤務しないことがやむを得	
ないと認められるとき	
二 任期付職員が証人、鑑定人、参考人等として国	必要と認められる期間
会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ	
出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得	
ないと認められるとき	
三 任期付職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希	必要と認められる期間
望者としてその登録を実施する者に対して登録の	
申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、	
子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合	
で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等	
のため勤務しないことがやむを得ないと認められ	
るとき	
四 任期付職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで	一の年において5日の範囲内の期間
次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対す	
る支援となる活動を除く。)を行う場合で、その	
勤務しないことが相当であると認められるとき	
イ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害	
が発生した被災地又はその周辺の地域における	
生活関連物資の配布その他の被災者を支援する	
活動	
ロ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームそ	
の他主として身体上若しくは精神上の障害があ	
る者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に	
対して必要な措置を講ずることを目的とする施	
設その他これに準ずる施設における活動	
ハ イ及びロに掲げる活動のほか、身体上若しく	
は精神上の障害、負傷又は疾病により常態とし	
て日常生活を営むのに支障がある者の介護その	
他の日常生活を支援する活動	
五 任期付職員が結婚する場合で、結婚式、旅行そ	結婚の日の5日前の日から当該結婚
の他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため	の日後1ヶ月を経過する日までの連
勤務しないことが相当であると認められるとき	続する5日の範囲内の期間
五の二 任期付職員が不妊治療に係る通院等のため	一の年において5日(当該通院等が

勤務しないことが相当であると認められるとき 体外受精及び顕微授精に係るもの である場合は10日) 六 任期付職員が妻(届出をしないが事実上婚姻関 任期付職員の妻の出産に係る入院 係と同様の事情にある者を含む。次号において同 等の日から当該出産の日後2週間を じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当である 経過するまでの間における2日の範 と認められるとき 囲内の期間 七 任期付職員の妻が出産する場合であってその出 当該期間内における5日の範囲内の 産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14 期間 週間)前の日から子が1歳に達する日までの期間に ある場合において、当該出産に係る子又は小学校 就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。) を養育する任期付職員が、これらの子の養育のた め勤務しないことが相当であると認められるとき 八 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の 一の年において5日(小学校就学の 子を含む。以下同じ。)を養育する任期付職員が 始期に達するまでの子が2人以上あ 、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかっ れば10日)の範囲内の期間 たその子の世話を行うこと、又は疾病の予防を図 るために必要な予防接種若しくは健康診断をその 子に受けさせることをいう。)を申し出たとき 九 任期付職員が要介護状態(負傷、疾病、老齢又 一の年において5日(要介護状態の は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上 家族が2人以上あれば10日)の範囲 の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある状 内の期間 態をいう。以下同じ。)の家族(配偶者(婚姻の届 出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情 にある者を含む。以下同じ。)、父母、子、配偶者 の父母その他任期付職員と同居している者(祖父 母、兄弟姉妹、孫、父母の配偶者、配偶者の父母 の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子に限る。)を いう。以下同じ。)の介護、その家族の通院等の付 添い、その家族が介護サービスの提供を受けるた めに必要な手続きの代行その他のその家族の必要 な世話を申し出たとき 十 任期付職員の親族(別表の親族欄に掲げる親族 別表の親族欄に掲げる親族の区分 に限る。)が死亡した場合で、任期付職員が葬儀 に応じ、それぞれ同表の日数欄に 、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められ 掲げる連続する日数(葬儀のため る行事等のため勤務しないことが相当であると認 遠隔の地に赴く場合にあっては、

められるとき	往復に要する日数を加えた日数)
	の範囲内の期間
十一 任期付職員が父母の追悼のための特別な行事	1日の範囲内の期間
(父母の死亡後15年以内に行われるものに限る。	
)のため勤務しないことが相当であると認めら	
れるとき	
十二 任期付職員が夏季における盆等の諸行事、心	一の年の7月から9月までの期間内
身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実の	における、第22条に規定する所定
ため勤務しないことが相当であると認められる	休日を除いて原則として連続する3
とき	日の範囲内の期間
十三 地震、水害、火災その他の災害により次のいず	7日の範囲内の期間
れかに該当する場合その他これに準ずる場合で、	
任期付職員が勤務しないことが相当であると認	
められるとき	
イ 任期付職員の現住居が滅失し、又は破損した場	
合で、当該任期付職員がその復旧作業等を行い、	
又は一時的に避難しているとき	
ロ 任期付職員及び当該任期付職員と同一の世帯	
に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく	
不足している場合で、当該任期付職員以外には	
それらの確保を行うことができないとき	
十四 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関	必要と認められる期間
の事故等により出勤することが著しく困難であ	
ると認められるとき	
十五 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関	必要と認められる期間
の事故等に際して、任期付職員が退勤途上にお	
ける身体の危険を回避するため勤務しないこと	
がやむを得ないと認められるとき	
十六 任期付職員の健康保持増進のための総合的な	必要と認められる期間
健康診査を受けるため勤務しないことがやむを	
得ないと認められるとき	
十七 レクリエーション行事に参加するため必要と	一の年において16時間の範囲内の
認められる時間勤務しないことがやむを得ない	期間
と認められるとき	

十八 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35 年法律第123号)第2条第2号から第6号(ただし、第6号に定める障害者にあっては、障害者の雇用促進等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第38号)第1条の4第1号に掲げる者に限る。)に定める障害者である任期付職員が、医療機関においてその障害に係る治療、検診等を受ける場合又は職業能力の向上のために必要な職業訓練を受ける場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき

別表

親族		日 数	
イ	配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様	7日	
の事情にある者を含む。以下同じ。)			
口	父母	7日	
ハ	子	5日	
1	祖父母	3日(任期付職員が代襲相続し、か	
		つ、祭具等の承継を受ける場合に	
		あっては、7日)	
ホ	孫	1日	
^	兄弟姉妹	3日	
1	おじ又はおば	1日(任期付職員が代襲相続し、か	
		つ、祭具等の承継を受ける場合に	
		あっては、7日)	
チ	父母の配偶者又は配偶者の父母	3日(任期付職員と生計を一にして	
		いた場合においては、7日)	
IJ	子の配偶者又は配偶者の子	1日(任期付職員と生計を一にして	
		いた場合にあっては、5日)	
ヌ	祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(任期付職員と生計を一にして	
		いた場合にあっては、3日)	
ル	兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1日(任期付職員と生計を一にして	
		いた場合にあっては、3日)	
ヲ	おじ又はおばの配偶者	1日	

(病気休暇)

- 第30条 病気休暇は、任期付職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。
- 2 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。ただし、病気休暇の期間は、病気休暇連続取得日数(次条に規定する病気休暇連続取得日数をいう。以下同じ。)につき、90日を超えることはできない。
- 3 当該病気休暇に係る負傷又は疾病とは明らかに異なる負傷又は疾病により、更に継続して療養する必要があり、勤務日又は勤務時間中に勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、当該90日に達した日の翌日以後の日において病気休暇を承認することができる。
- 4 理事長は、任期付職員が病気休暇を終了するにあたり、必要に応じて、医師の診断に基づいて、任期付職員に対して就業の場所又は従事する業務を制限し、若しくは勤務時間を制限して勤務時間中に勤務しないこと(以下「復職試行時間短縮勤務」という。)を認めることができるものとする。
- 5 復職試行時間短縮勤務の期間は、1年を超えることはできないものとし、復職試行時間 短縮勤務により勤務しない時間は、病気休暇を取得したものとする。この場合、病気休暇 連続取得日数が90日を超えることができるものとし、その間の給与の取り扱いは職員給 与規程で定める。

(病気休暇連続取得日数の計算方法)

- 第 30 条の 2 病気休暇連続取得日数は、連続して病気休暇を取得したものとする期間の日数として次項で規定するところにより計算する。
- 2 病気休暇連続取得日数は、最初に病気休暇を取得した日(第 4 項の規定により連続しているものとみなされる期間がある場合は、直前の病気休暇連続取得日数の期間の初日をいう。)から連続して取得した病気休暇、年次有給休暇又は特別休暇の日、休日勤務の代休日又は所定休日の合計日数とする。
- 3 勤務日又は勤務時間中に勤務しない場合であって、次表の左欄に掲げるときは、前項の 規定の適用については、当該勤務日に、次表の右欄の休暇を取得したものとみなす。

	半日又は時間を単位とする年次有給休暇を取得したとき	一日の年次有給休
		暇
	時間又は分を単位とする特別休暇を取得したとき	一日の特別休暇
三	時間又は分を単位とする病気休暇を取得したとき	一日の病気休暇
匹	勤務日の全勤務時間を勤務しない場合であって、当該勤務	一日の特別休暇
しない時間に次に掲げるいずれかの時間が含まれていると		
3	5	
/	イ 第32条第1項で規定する育児時間	

- ロ 第5節の各条で規定する女性職員に対する措置の時間
- ハ 育児休業、介護休業等に関する規程第 3 条で規定する 介護休業、介護部分休業及び介護時間
- 4 任期付職員が、連続する 6 日以上の勤務日(日単位で年次有給休暇又は特別休暇を取得した日及び休日勤務の代休日を除く。次条において同じ。)からなる期間の全勤務時間(年次有給休暇又は特別休暇を取得した時間を除く。次条において同じ。)にわたり病気休暇を取得した場合において、当該病気休暇を取得した期間の末日の翌勤務日から起算して勤務日が 20 日に達するまでの期間に再度の病気休暇(時間又は分を単位とする病気休暇を含む。)を取得したときは、直前の病気休暇連続取得日数の期間(この項の規定により連続しているものとみなされる期間を含む。)と再度の病気休暇連続取得日数の期間は連続しているものとみなされる期間を含む。)と再度の病気休暇連続取得日数の期間は連続しているものとみなす。ただし、当該再度の病気休暇に係る負傷又は疾病が、直前の病気休暇に係る負傷又は疾病と明らかに異なると認められるときは、理事長は、医師の診断結果を踏まえ、当該再度の病気休暇の期間を直前の病気休暇の期間に合算しないことができる。
- 5 業務上又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり病気休暇を承認された期間は第2項から第4項に規定する期間として合算しない。

(特別休暇及び病気休暇の請求等)

- 第31条 任期付職員は、特別休暇(第29条第1項第8号及び第9号を除く。)又は病気休暇の承認を受ける場合は、あらかじめ理事長に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求することができなかった場合は、その理由を付して事後に承認を求めることができる。
- **2** 第 29 条第 1 項第 8 号及び第 9 号の特別休暇は、あらかじめ理事長に申し出なければならない。
- **3** 理事長は、第1項の規定による病気休暇の請求があった場合又は終了する場合、必要に 応じて医師の診断書等の提出を求めることができる。
- 4 特別休暇及び病気休暇の単位は、必要に応じて、1日、1時間又は1分とする。ただし、 第21条の2の規定に基づいて専門業務型裁量労働制の適用を受けることなる任期付職員 にかかる特別休暇及び病気休暇の単位は1日とする。

第4節 育児及び介護

(育児時間)

第32条 理事長は、生後1年に達しない子を育てる任期付職員がその子の育児のために必要な時間(以下この条において「育児時間」という。)を請求した場合(男性任期付職員にあっては、その請求を承認した場合に限る。)は、その時間を与えるものとする。

- 2 前項の規定により請求することができる育児時間は、1 日 2 回それぞれ 30 分以内の期間とする。ただし、男性任期付職員にあっては、その子の当該任期付職員以外の親がその請求に係る日において育児時間(これに相当する休暇を含む。)を請求した場合は、1 日 2 回それぞれ 30 分から当該請求に係る各回の時間を差し引いた期間を超えない期間とする。
- 3 前項の期間に係る給与の取扱いは、職員給与規程で定める。

(育児休業、育児短時間勤務及び介護休業)

第33条 任期付職員の育児休業、育児短時間勤務及び介護休業に関する事項は、育児休業、 介護休業等に関する規程で定める。

第5節 女性

(生理日の就業が著しく困難な女性任期付職員に対する措置)

- 第34条 理事長は、生理日の就業が著しく困難な女性任期付職員が請求した場合は、その 者を生理日に勤務させないものとする。
- 2 前項の期間に係る給与の取扱いは、職員給与規程で定める。

(妊産婦である女性任期付職員の就業制限)

- 第35条 理事長は、妊娠中の女性任期付職員及び産後1年を経過しない女性任期付職員 (以下「妊産婦である女性任期付職員」という。)を、その者の妊娠、出産、哺育等に有 害な業務に就かせないものとする。
- 2 理事長は、6週間(多胎妊娠の場合においては14週間)以内に出産する予定の女性任期 付職員が請求した場合は、その者を就業させないものとする。
- 3 理事長は、出産の日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間は女性任期付職員を就業 させないものとする。ただし、産後 6 週間を経過した女性任期付職員が就業を請求した 場合において、医師が支障ないと認めた業務に就く場合を除く。
- 4 第2項及び第3項の期間に係る給与の取扱いは、職員給与規程で定める。

(妊産婦である女性任期付職員の時間外勤務等の制限)

第36条 理事長は、妊産婦である女性任期付職員が請求した場合は、第23条の規定にかかわらず、第18条の所定労働時間を超え、又は第22条各号の所定休日若しくは午後10時から翌日午前5時までの間に勤務をさせないものとする。

(妊産婦である女性任期付職員の保健指導等)

第37条 理事長は、妊産婦である女性任期付職員が請求した場合は、その者が母子保健法

(昭和 40 年法律第 141 号) 第 10 条に規定する保健指導又は同法第 13 条に規定する健康診査を受けるため勤務しないことを認めるものとする。

- 2 前項の健康診査及び保健指導のため勤務しないことを認めなければならない時間は、妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)について、それぞれ第18条の1日の所定労働時間の範囲内で必要と認められる時間とする。
- 3 前項の期間に係る給与の取扱いは、職員給与規程で定める。

(妊娠中の女性任期付職員の通勤緩和)

- 第38条 理事長は、妊娠中の女性任期付職員が請求した場合において、その者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、 勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲で勤務させない ものとする。
- 2 前項の期間に係る給与の取扱いは、職員給与規程で定める。

(妊娠中の女性任期付職員の休憩に関する措置)

- 第39条 理事長は、妊娠中の女性任期付職員が請求した場合において、その者の業務が母 体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、休憩時間の延長、休憩回数の増加等 の必要な措置を講じるものとする。
- 2 前項の期間に係る給与の取扱いは、職員給与規程で定める。

(妊産婦である女性任期付職員の妊娠中及び産後の症状等に対応する措置)

- **第40条** 理事長は、妊産婦である女性任期付職員が請求した場合において、その者や胎児の健康保持に影響があると認めるときは、業務の軽減、勤務時間の短縮、休業等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 前項の期間に係る給与の取扱いは、職員給与規程で定める。

第4章 給与等

(給与)

第41条 任期付職員の給与に関し必要な事項は、職員給与規程で定める。

(退職手当)

第42条 任期付職員の退職手当に関し必要な事項は、国立研究開発法人国立環境研究所職員退職手当規程(平18規程第12号)で定める。

(旅費)

第43条 業務上旅行する任期付職員に対して支給する旅費に関し必要な事項は、国立研究 開発法人国立環境研究所旅費規程(平成13年4月1日規程第9号)で定める。

第5章 服務規律

(職務専念義務)

第44条 任期付職員は、研究所の使命及び業務の公共性を自覚し、誠実に職務に専念しなければならない。

(法令の遵守及び上司の命令に従う義務)

第45条 任期付職員は、その職務を遂行するにあたり、法令及び研究所の規程等を遵守し、 上司の職務上の命令に従ってその職務を遂行しなければならない。

(出勤の義務)

- **第46条** 任期付職員は、勤務日に指定された就業の場所に出勤しなければならない。ただし、第22条に定める所定休日の場合又は所定の手続を行った場合はこの限りでない。
- 2 理事長は、自宅等における就業に関する労使協定を締結したときは、その対象任期付職員については、職員からの申出により、勤務日を限定して、第7条第2号の就業の場所として自宅等を定めることができる。任期付職員の申出にかかる様式は、理事長が別に定める。

(信用失墜行為の禁止)

第47条 任期付職員は、職務の内外を問わず、研究所の信用を傷つけ、又は研究所の業務 に従事する者全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

- **第48条** 任期付職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。 その職を退いた後も同様とする。
- 2 任期付職員は、法令に基づく証人、鑑定人等となり、職務上知ることのできた秘密に属する事項を発表する場合は理事長に届け出なければならない。

(集会及び文書の配布)

第49条 任期付職員は、研究所内で、業務外の集会、演説、放送、文書の配布又は掲示その他のこれらに準ずる行為をする場合は、あらかじめ理事長の許可を得なければならない。

(兼業等)

- **第50条** 任期付職員は、研究所の業務以外の業務(以下「兼業等」という。)を行ってはならない。ただし、理事長の許可を得た場合はこの限りでない。
- 2 任期付職員の兼業等の許可に関し必要な事項は、国立研究開発法人国立環境研究所兼業 等規程(平18規程第13号)で定める。

(公職の取扱い)

第51条 任期付職員は、公選による公職の候補者に立候補するときは、あらかじめ理事長に届け出なければならない。

(倫理の保持)

第52条 任期付職員は、国立研究開発法人国立環境研究所倫理規程(平18規程第14号。 以下「倫理規程」という。)を遵守し、任期付職員の職務に係る倫理の保持に努めなけれ ばならない。

(差別及びハラスメントの禁止)

- 第53条 任期付職員は、年齢、性(性的指向及び性自認を含む)、人種、国籍、言語、宗教、 障害の有無、ライフステージ等にかかる差別を行ってはならない。
- 2 任期付職員は、研究所におけるハラスメントの防止等に関する規程(平18規程第15号) を遵守し、パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介 護に関するハラスメント及びこれらのハラスメントに準ずる行為をしてはならない。

第6章 表彰

(表彰)

第54条 理事長は、国立研究開発法人国立環境研究所表彰規程(平成14年3月22日規程 第62号)で定めるところにより、任期付職員に対する表彰を行う。

第7章 懲戒

(懲戒処分の種類)

- 第55条 懲戒処分の区分は、懲戒解雇、諭旨退職、出勤停止、減給又は戒告とし、その処分は理事長が書面をもって行う。
 - 一 懲戒解雇 予告期間を設けないで即時に解雇する処分。この場合は、退職手当は支給 しない。
 - 二 諭旨退職 期限を定めて辞職願の提出を勧告し、即時に辞職を求める処分。なお、こ

れに応じない場合は懲戒解雇とする。

- 三 出勤停止 始末書を提出させ、1日以上3箇月以下の期間の出勤を停止する処分。この場合は、この期間の給与を支給しない。
- 四 減給 始末書を提出させ、減給する処分。なお、減給は、1回の額が平均賃金の1 日 分の半額を超え、総額が一給与期間における給与の総額の10分の1を超えないものとする。ただし、複数回の減給を行うときにおいて、その合計額が一給与期間における給 与の総額の10分の1を超える場合は、翌給与期間以降においてその額を減給するものとする。
- 五 戒告 始末書を提出させ、将来を戒める処分

(懲戒の事由)

- 第56条 理事長は、任期付職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、情状に応じ、懲戒解雇、論旨退職、出勤停止、減給又は戒告とすることがある。
 - 一 重要な経歴を偽り、その他不正手段を用いて採用された場合
 - 二 正当な理由がないのに欠勤、遅刻、早退等をし、又は職務を怠った場合
 - 三 業務上の指示又は命令に従わなかった場合
 - 四 故意又は過失により研究所に損害を与えた場合
 - 五 業務の妨害となる行為をし、又はこれをそそのかした場合
 - 六 職場において窃盗、横領、暴行、脅迫等の行為を行い、又は風紀秩序をみだした場合
 - 七 業務に関連して金品その他の便宜を受け、又は与えた場合
 - 八 研究所又は他人の有体物、情報その他物理的に管理可能なものを無断で持ち出し、若 しくは持ち出そうとし、又は利用し、若しくは利用しようとした場合
 - 九 職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かる相当な範囲を超 える言動であって、他者に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、他者の人格若しくは尊 厳を害し、又は他者の勤務環境を害することとなるような行為を行った場合
 - 十 不適切な言動により円滑な職務遂行を妨げたり、職場の環境を悪化させ、又はその言動に対する相手方の対応によって、相手方が不利益となる行為を行った場合並びに、妊娠、出産及び育児、介護等に関する制度又は措置の利用に関する言動(業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、業務上の必要性に基づく言動によるものは除く。)により他の職員(任期付職員及び契約職員を含む。)の勤務環境を害すること並びに妊娠、出産等に関する言動により職員等の勤務環境を害する言動を行った場合
 - 十一 不正又は不当な行為をし、研究所の名誉信用を傷つけ、又は研究所の業務に従事する者全体の体面を汚した場合
 - 十二 刑法その他刑罰法規の各規定に違反する行為を行った場合
 - 十三 倫理規程に違反した場合
 - 十四 国立研究開発法人国立環境研究所個人情報保護規程(平成 17 年 4 月 1 日規程第

80号)に違反した場合

- 十五 法令又は研究所の規程等に違反し、又は任期付職員たるに相応しくない行為があった場合
- 十六 職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用した場合
- 十七 部下の監督に欠けるところがあった場合
- 十八 業務上の不正行為を知ってこれを隠蔽し、又は適切な措置を怠った場合
- 十九 研究所の文書若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を偽造し、又は変造した場合
- 二十 業務上虚偽の申告、報告等をした場合
- 二十一 必要な手続を行わずに研究所の業務以外の業務に従事した場合
- 二十二 その他前各号に準ずる行為があった場合
- 2 前項の規定による任期付職員の懲戒解雇に際し、当該任期付職員から請求があった場合は、懲戒解雇の理由を記載した第17条の証明書を交付する。

(懲戒の手続)

第 57 条 任期付職員の懲戒の手続に関し必要な事項は、国立研究開発法人国立環境研究所 懲戒手続規程(平 18 規程第 16 号)で定める。

(損害賠償)

第58条 任期付職員が故意又は重大な過失により研究所に損害を与えた場合は、懲戒に関係なく、別に、その損害の全部又は一部を賠償させることがある。

第8章 安全衛生

(安全衛生)

- 第59条 理事長は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)の定めによるほか、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて、職場における任期付職員の安全と健康を確保するものとする。
- **2** 任期付職員は、安全と健康を確保するために必要な措置を理事長が指示した場合、 これに従わなければならない。

(就業の禁止)

第60条 理事長は、任期付職員が伝染性の疾病その他就業することが不適当と認められる 疾病にかかった場合又は感染の疑いがある場合は、出勤の停止を命ずることができる。

第9章 災害補償

(災害補償)

第61条 任期付職員が業務上又は通勤により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、労働基準法、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)及び国立研究開発法人国立環境研究所法定外災害補償規程(平18規程第18号)の定めるところによる。

第10章 社会保険

(社会保険)

第62条 任期付職員の社会保険については、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の定めるところによる。

第11章 研修

(研修)

- 第63条 理事長は、任期付職員に対して、研修を命ずることができる。
- 2 任期付職員の研修に関し必要な事項は、国立研究開発法人国立環境研究所研修規程(平 18 規程第19号)で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(任期付研究員に関する経過措置)

第2条 この規則の施行前に、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成9年法律第65号。以下「任期付研究員法」という。)の適用を受けていた者(以下「任期付研究員」という。)で、独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律(平成18年法律第29号。以下「改正法」という。)附則第2条の規定により任期付職員となった者のうち、任期付研究員法第3条第1項第1号の適用を受けていた者については第4条第1号に区分される任期付職員とし、任期付研究員法第3条第1項

第 2 号の適用を受けていた者については第 4 条第 2 号に区分される任期付職員とし、それぞれ任期付研究員の任期を引き継ぐものとする。

(試用期間の経過措置)

第3条 この規則の施行前に、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第59条の規定により条件附採用とされ、改正法附則第2条の規定により任期付職員となった者に係る第5条第2項の試用期間については、当該条件附採用期間の残りの期間とする。

(懲戒に関する取扱いの経過措置)

第4条 改正法附則第2条の規定により任期付職員となった者が、この規則の施行前に行った行為が、独立行政法人国立環境研究所就業規則(平成13年4月1日規則第6号)第12条に該当し懲戒処分を行う場合の取扱いについては、この規則で定めるところによる。

(年次有給休暇の引継)

- 第5条 改正法附則第2条の規定により任期付職員となった者の年次有給休暇は、第26条 第1項の規定にかかわらず、この規則の施行日前における年次有給休暇の残日数とする。
- 第6条 この規則の施行前に従前の研究所の任期付職員であって、その退職の日から2週間以内に雇用されこの規則の適用を受けることとなった任期付職員の年次有給休暇は、第26条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行日前における年次有給休暇の残日数とする。
- 第7条 この規則の施行前に従前の研究所の非常勤職員であって、その退職の日から2週間以内に雇用されこの規則の適用を受けることとなった任期付職員の年次有給休暇は、第26条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行日前における年次有給休暇の残日数(当該施行日前日の属する一の年度(4月1日から次の年の3月31日までの一年度)の前年度から繰り越された年次有給休暇に係るものを除く。)に、新たに任期付職員となった場合に付与される日数を加算した日数とする。

改正附則(平成20年11月12日)

(施行期日)

第1条 この規則は、公布の日から施行する。

改正附則(平成21年3月11日)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成21年4月1日より施行する。

改正附則(平成22年3月9日)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成22年4月1日より施行する。

改正附則(平成22年6月23日)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成22年7月1日より施行する。

改正附則(平成23年3月31日)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成23年4月1日より施行する。

改正附則(平成26年3月14日)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成26年4月1日より施行する。

改正附則(平成 26 年 10 月 27 日)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成26年10月27日より施行する。

改正附則(平成27年3月13日)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成27年4月1日より施行する。

改正附則(平成28年3月31日)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成28年4月1日より施行する。

改正附則(平成29年1月31日)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成29年1月1日より施行する。

改正附則(平成31年3月26日)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成31年4月1日より施行する。

改正附則(令和元年6月25日)

(施行期日)

第1条 この規則は、令和元年8月1日より施行する。

改正附則(令和元年12月12日)

(施行期日)

第1条 この規則は、令和2年4月1日より施行する。ただし、第26条第6項の規定は、 令和2年1月1日から施行する。

改正附則(令和3年3月24日)

(施行期日)

第1条 この規則は、令和3年4月1日より施行する。

改正附則(令和3年6月17日)

(施行期日)

第1条 この規則は、令和3年6月17日より施行する。

改正附則(令和4年9月30日)

(施行期日)

第1条 この規則は、令和4年10月1日より施行する。

改正附則(令和5年3月30日)

(施行期日)

第1条 この規則は、令和5年4月1日より施行する。